

1. 補助対象経費とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 建築物の解体に要する工事費
  - (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
  - (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費
2. 家財道具、車両、機械、立木等の処分費用は、補助対象経費としない。